

# 1 級ファイナンシャル・プランニング技能検定試験<基礎編・応用編> 学科試験対策テキスト 主な改正項目のお知らせ

本資料は、原則として 2021 年 10 月 1 日現在の法令等に基づき作成しています。  
F P 試験において押さえておきたい主な改正項目を掲載していますのでご確認ください。

## <ライフプランニングと資金計画>

### 1. 育児休業給付に関する被保険者期間の要件が見直されました。

育児休業開始日が 2021 年 9 月 1 日以降の者について、育児休業給付の被保険者期間の要件が以下のとおり見直されました。

	改正前	改正後
原則の 育児休業給付の 被保険者期間	育児休業開始日を起算点として、その日前 2 年間に賃金支払基礎日数が 11 日以上（※ 1）ある月が 12 ヶ月以上あること	育児休業開始日を起算点として、その日前 2 年間に賃金支払基礎日数が 11 日以上（※ 1）ある月が 12 ヶ月以上あること。 <u>ただし、これを満たさないケースでも、産前休業開始日等（※ 2）を起算点として、その日前 2 年間に賃金支払基礎日数が 11 日以上（※ 1）ある月が 12 ヶ月以上ある場合には被保険者期間の要件を満たすものとする</u>

※ 1 11 日以上の月が 12 ヶ月ない場合、賃金支払基礎となった時間数が 80 時間以上の月を 1 ヶ月として算定する

※ 2 産前休業開始日前に子を出生した場合はその子を出生した日の翌日、産前休業開始日前にその休業に先行する母性保護のための休業をした場合はその先行する休業を開始した日を起算点とする

### 2. 高額介護サービス費にかかる現役並み所得者がいる世帯の負担限度額が見直されました。

65 歳以上の現役並み所得者（課税所得 145 万円以上の者）がいる世帯の高額介護サービス費の世帯あたりの負担限度額は、一律 44,400 円でしたが、2021 年 8 月 1 日以降の利用については、65 歳以上の現役並み所得者で課税所得 380 万円以上の者がいる世帯の場合、負担限度額が以下のとおり引き上げられました。

	改正前		改正後	
	区分	世帯の上限額 (負担限度額)	区分	世帯の上限額 (負担限度額)
現役並み所得者がいる世帯の負担限度額 (月額)	<u>課税所得 145 万円以上</u>	<u>44,400 円</u>	<u>課税所得 690 万円以上</u>	<u>140,100 円</u>
			<u>課税所得 380 万円以上 ~690 万円未満</u>	<u>93,000 円</u>
			<u>課税所得 145 万円以上 ~380 万円未満</u>	44,400 円

※ 一般区分や市町村民税世帯非課税者等の負担限度額は変更なし

3. 年金生活者支援給付金の支給対象者の所得要件が見直されました。

2021年10月1日以降、老齢年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金、遺族年金生活者支援給付金の支給対象者の所得要件が以下のとおり見直されました。

	改正前	改正後
老齢年金生活者支援給付金の対象者	以下3点の要件をすべて満たす者 ・65歳以上の老齢基礎年金の受給者 ・同一世帯の全員が市町村民税非課税 ・前年の公的年金等の収入金額(※1)とその他の所得との合計額が <u>879,900円</u> 以下 (注) この合計額が <u>779,900円</u> 超 <u>879,900円</u> 以下である者には、「補足的老齢年金生活者支援給付金」が支給される	以下3点の要件をすべて満たす者 ・65歳以上の老齢基礎年金の受給者 ・同一世帯の全員が市町村民税非課税 ・前年の公的年金等の収入金額(※1)とその他の所得との合計額が <u>881,200円</u> 以下 (注) この合計額が <u>781,200円</u> 超 <u>881,200円</u> 以下である者には、「補足的老齢年金生活者支援給付金」が支給される
障害年金生活者支援給付金の対象者	以下2点の要件をすべて満たす者 ・障害基礎年金の受給者 ・前年の所得が <u>4,621,000円</u> (※2) 以下	以下2点の要件をすべて満たす者 ・障害基礎年金の受給者 ・前年の所得が <u>4,721,000円</u> (※2) 以下
遺族年金生活者支援給付金の対象者	以下2点の要件をすべて満たす者 ・遺族基礎年金の受給者 ・前年の所得が <u>4,621,000円</u> (※2) 以下	以下2点の要件をすべて満たす者 ・遺族基礎年金の受給者 ・前年の所得が <u>4,721,000円</u> (※2) 以下

※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない

※2 扶養親族等の数に応じて増額

以上